

議案第29号

長久手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

長久手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業を実施することに関し、長久手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(運営に関する基準)

第3条 法54条の3において準用する法第46条第2項の規定により条例で定める基準は、府令の定める基準（府令を改正する命令及び府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）をもって、その基準とする。

(暴力団の排除措置)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第5条第2項に規定する暴力団等を排除するための措置を講じなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 制定の趣旨

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業を実施することに関し、長久手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため制定するものです。

(背景・目的) 特定乳児等通園支援事業を実施するに当たり、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に準じ、長久手市において特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため条例を制定するものです。

2 制定の内容

- (1) 第1条に趣旨を規定すること。
- (2) 第2条に定義を規定すること。
- (3) 第3条に運営に関する基準を規定すること。
- (4) 第4条に暴力団の排除措置を規定すること。
- (5) 第5条に委任を規定すること。

3 今後の影響

条例の制定により、特定乳児等通園支援事業を適切な基準で実施することができます。

4 附則について

この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。